

平成 2 1 年度第 3 回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成 2 2 年 3 月 2 3 日 (火) 午後 2 時 0 0 分 ~ 4 時 3 0 分
開催場所	市役所東附属庁舎 2 階 A 会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 原 澄江 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	添田課長 (契約検査課) 天利課長代理 (契約検査課) 田中主査 (契約検査課) 千葉主任 (契約検査課) 陶山課長 (みどり公園・水辺課) 櫻庭主管 (みどり公園・水辺課) 中村課長代理 (下水道整備課) 中村課長代理 (下水道整備課) 渋谷主査 (下水道整備課) 吉田技師 (下水道整備課) 森室長 (改築推進室) 野上主査 (改築推進室) 久保谷課長代理 (建築住宅課) 鈴木課長代理 (建築住宅課)
傍聴者	江口議員

開会 赤塚委員長の進行で開会する。

議題 1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成 2 1 年 1 0 月から平成 2 2 年 3 月まで第 3 , 4 四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明した後、質疑応答に入った。】

委員：今回抽出対象となった案件の平均落札率は 90.96%とのことだが、3000 万円以下に限っては平均落札率 95%を超えている。案件の大半は 3000 万円以下ということもあり、非常に高い落札率だと感じる。

事務局：土木工事では積算単価が公表されていることもあり、入札者が予定価格や最低制限価格を正しく積算するのが可能であることが高い落札率の一因になっていると考えられる。(なお、現行の最低制限価格算出基準は予定価格に対し最大 90%が最低制限価格となりえることから、落札イコール高落札率でしかなくなることも付記する)

委員長：他に質問がないようでしたら 2 番目の審議に入ります。

議題 2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた本間委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) (仮称)湘南ひらつかパークゴルフ場整備工事

委員長：それでは、案件の審議に入ります。まず1番目の(仮称)湘南ひらつかパークゴルフ場整備工事について審議したいと思います。事務局から説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：発注までの経緯を確認したい。

事務局：スポーツ課の依頼によって発注されているためその詳しい発端は説明しかねるが、国の緊急経済対策の一環であり、100%国庫補助の事業であること、パークゴルフについての需要が高まっていること、空き地の有効利用が目的であることは概略として聞いている。

委員：発注基準について、近隣まで範囲を広げたとのことだが13者いた入札参加者のうち何者が市外業者だったのか。

事務局：市外業者は6者となっている。

委員：発注工種は造園工事とのことだが、資料からは土木工事の業務も多く見受けられる。造園業者への発注に至ったのは何故か。

事務局：発注依頼時に業務の割合を記載する項目があり、本案件については土木工事が40%であるのに対し造園工事が60%であったことから発注工種を造園工事とした。

委員：本案件は97.60%の高い落札率、かつ1回の入札で落札者が決定している。積算単価が公表されているということも踏まえてもこの結果は不自然に思える。造園工事のような施工条件・数量が定まっていない場合の予定価格の積算根拠はどうなっているのか。

事務局：設計書については神奈川県標準積算単価を適用し、基本的なものについてはそれを閲覧すれば正確な数字がわかるようになっている。また特殊な歩掛かりについては見積りをしており、その見積りは公開されているので入札参加者は把握が可能である。

委員：予定価格や最低制限価格が公表されないにしても、積算によって容易に割り出せ、結局予定価格付近の高い価格帯で競争が起こるのであれば、最低制限価格等を設定する意味が全くないのではないか。

事務局：最低制限価格(調査基準価格)はあくまでもダンピング防止のための制度であるため、落札率が高いということによってその意義を無くすものではないと考えている。

委員：各者がそれぞれ積算を行って落札者が決まり、実際に契約・着工となった際その案件の入札に参加していた業者が下請に入ることは適法か。本案件を落札した木村植物園の下請けに、この入札に参加した業者が2者入っている。過去の案件でも同様に非常に狭い業界で仕事をしていると見受けられるがこれは問題ではないか。

事務局：入札参加者がその工事の下請業者となることは禁止していないが、次回までにそういっ

た事例がどの程度あるのか調査したい。

委員：談合について、当委員会は捜査権限があるわけではなく、あくまでも「監視」することがその役目である。談合をさせないような抑止効果を発信するしかない。

談合するということは、独り勝ちを作らず「皆が儲かる」という状況になることを指す。業界内で順番に仕事にありつくシステムがあってはおかしい。事務局に求めたいのは契約した順番や入札の参加者数、落札回数などを全て記録に取っているということを業界にアピールすることだ。事務局：毎年、各業種の協会との意見交換会を設けているので、今のご意見を議題の一つとした。市では入札参加者の情報（辞退した後下請けに入った等）を把握し、入札監視委員会によって監視しているということを一層周知することで、適切な競争が行われるよう働きかける。

委員：入札に際し、この案件では辞退が4者あるがいつもこんなにあるものなのか。また辞退に際し理由は確認しているのか。

事務局：自由参加の一般競争入札であるため、辞退に際しても理由は確認していない。入札参加申請時と入札時で会社都合が変わってしまい辞退するケースが多い。（他の工事受注があり、技術者を用意できなくなる等）

委員：入札時に辞退又は不着であった業者が下請けに入ることは可能か。入札参加者同士で示しあわせて下請けに入る約束ができれば辞退しているということは考えられるのではないか。

事務局：例えば監理技術者が用意できなくて辞退をした業者が、下請けに必要な主任技術者ならば用意できるとなれば、落札者と下請け契約をすることもあり得るし、それを禁止するところではない。

委員長：他に質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。みどり公園・水辺課の方は退席されて結構です。

（2）黒部丘枝線（雨水）築造工事その15

委員長：それでは、黒部丘枝線（雨水）築造工事その15について事務局から説明してください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：この案件の抽出理由にあるとおり、この工事の請負者は他の工事も軒並み高い落札率で契約をとっている。土木積算単価が公表されているとはいえ、他業者なら80%代の落札率もあるのに、この業者が絡むとそうでなくなるというのは疑問。

事務局：単価が公表されており、予定価格に近い入札で争う案件があることから結果としてこのように高落札率に偏る業者も出てきていると思われる。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(3) 合流式下水道緊急改善実施設計委託

委員長：それでは次に合流式下水道緊急改善実施設計委託について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：2号随契とのことだが、2号でいう「競争入札に適さない」とはどういうことか。

事務局：本案件の前段階として、基本設計委託を行っている。基本設計を行った業者は内容について熟知・精通しているため他業者との競争入札に適しないと判断される。こういった「基本設計 実施設計」の手順をとる業については予め実施設計が随意契約となることをガイドライン運用上で定めており、業者にも周知している。

委員：本案件の請負業者は市の北側でも同業種の委託を終えており、標準設計が出来上がっているのなら、本案件の予定価格について何らかのコストパフォーマンスは図れたのか。

事務局：標準設計に対して、基本設計と実施設計を一括してできることから約2割のコストダウンを図れている。

委員：随意契約全体について。ガイドラインに合致するから随意契約とのことだが、「原則は競争入札であり、随意契約は例外である」ということを忘れないでほしい。ガイドラインに合致するから随意契約なのではなく、あくまで競争入札ができないという理由が提示されなくてはならない。

事務局：随意契約ありきでガイドラインを持ち出しているということはない。本案件について言えば、基本設計をして全てのデータを備えている業者がいるのに、全くゼロから始める他業者に実施設計だけを任せるということは考えにくい。また一連の事業は25年度の工事の完成までスケジュールが出来上がっており、間に合わせるためには内容を熟知した業者に委託して、全体の工期の短縮を図ることが求められた背景があり、一般競争入札では適しないと判断した。

委員：北側と南側で同じような業務を行うようだが、なぜ一本化して発注しなかったのか。

委員：当初南側の業務については合流式ではなく分流式による工事を予定していたためである。しかし25年度までに、7万mに及ぶ管布設工事の完了は不可能と判断し、合流式下水道に計画を変更した。

委員：基本設計を行った業者でないと本当に実施設計はできないのか。シールド工法などは一般的な工法と言ってもいいのだから、もっと広く参加者を募れるような姿勢を希望する。

事務局：時間をかければできる業者はいるが、年度内にできる業者は他にいなかった。今のご意見については今後も研究し、随意契約に依らない方法を考えていきたい。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。下水道整備課の方は退席されて結構です。

(4) 平塚市民病院整備事業設計業務

委員長：それでは次に平塚市民病院整備事業設計業務について事務局から説明してください。

【改築推進室、建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：予定価格の積算根拠を伺いたい。プロポーザル方式ということだが、各者それぞれのプロポーザル（提案）があるのに、市側はどのように予定価格を定めているのか。

事務局：公表されている国土交通省の算出基準による。プロポーザルについては技術提案のみを求めており、見積金額等金額的なものは求めなかった。

委員：審査委員はどのようなメンバーか。

事務局：有識者として東海大学病院の院長、神奈川大学の准教授、市民病院からは院長、看護部長、事務局長。そして市役所関係部局の部長課長で構成した。（全13名）

委員：NTTファシリティーズは救急救命センターの実績がゼロだが、この点について疑義はなかったか。

事務局：「救急救命センター」に限って言えば実績が無く、審議資料にも実績ゼロで標記されるが、他の病院の設計実績のなかで、同質の内容の実績があるということで特に問題とならなかった。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。改築推進室の方は退席されて結構です。

(5) 平塚球場スコアボード改修工事

委員長：それでは次に平塚球場スコアボード改修工事について事務局から説明してください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：スコアボードというのは特殊な装置だと思われるが、第一回目の入札で落札に至っていることに違和感があった。スコアボードの積算とはどのようにされるのか。

事務局：メーカーの製品を使う部分については仕様書に基づき3社以上の見積をとって積算単価としている。なお見積業者は公表している。

委員：工事委託する前に設計委託はなかったのか。

事務局：設計は市の職員により行い、設計図書として入札参加者に配布している。

委員：スコアボードの改修に至った経緯を教えてください。

事務局：設置から25年が経過したことによる電気部品の劣化が主な原因である。また選手名表示が手書きによるもので、試合中の選手交代にも即時対応が難しいという問題点も、電気部品の更新に合わせ解消を図った。現在は電光表示に改修され、掲示員も必要となくなった。

委員：パネルのような部品だけなら積算が似通ってくるのもわかるが、建設工事も内包されているのに一回目の入札から89%という高い落札率で決定するのはどうか。

事務局：調査基準価格が88%であったことを踏まえれば、調査にかからない水準の中で安く競り合ったのだという認識ができる。国の方針が最低基準や調査基準を底上げすることでダンピングを防止して、業者が余裕をもった経営ができるよう働き掛けをしているため、本市もこれに倣っているところである。

委員：公共工事の発注について公平性・中立性を確保するという意味では、理想は全てのメーカーに見積もりを取って情報を公開することだ。何十社とある中から数社の見積りだけ取るのは公平性に欠けると言われたとき困るのではないか。今後の検討事項としてほしい。

(5) 南原保育園外1園テラス修繕

委員長：それでは次に南原保育園外1園テラス修繕について事務局から説明してください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員長：今の説明に対して何か質問がありましたらお願いします。

委員：抽出理由にもあるが、同工種同ランクの工事である案件番号950と951でなぜ10%近い落札率の開きができてしまうのか。この案件を落札したのは(2)で審議された案件と同じ業者である。

事務局：950を落札した業者は951にも参加しているが、最低制限価格付近での落札を狙っているのがわかる。951ではその見積りを頑張りすぎたため最低制限価格未満となり失格となってしまったのではないか。そのため、他の予定価格付近で入札していた業者の中から落札者が決定したとみられる。

委員：業者が提出した内訳書というのは見ることができるのか。

事務局：落札業者からは請負金額の内訳書を提出させているので、市の積算との突合が可能である。

委員：失格になっていないのに第2回目の入札で辞退して自分から降りた業者がいるのはどういふことか。

事務局：1回目の入札時に最低入札金額は公開されるため、その金額を見た上での「これ以上は下げられない」という意思表示ではないか。

委員長：まだまだ質問はあるかと思いますが、本日はこの辺で審議を終わりたいと思います。建築住宅課の方は退席されて結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

【契約検査課より平成22年度の入札契約制度について説明】

- ・ゼロ市債発注を行うこと
- ・前金払いの基準額引き下げを行うこと
- ・低入札調査の基準引き上げを行うこと
- ・現場代理人常駐義務の緩和を行うこと
- ・地域貢献企業の育成を行うこと
- ・最低制限価格等の基準引き上げの時限措置延長を行うこと

契約検査課長：次回平成22年度第1回入札監視委員会は8月24日（火）とさせていただきます。

委員長：それでは以上で本日の審議を終了いたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)